

中小企業支援事業の担い手の多様化・活性化

問題意識

○中小企業の経営課題の多様化・複雑化

- 内需減退、円高や震災の影響、取引先企業の海外流出、新興国との競争激化、本格的な海外展開、等

○新たな支援事業を行う担い手の登場

- 地域金融機関による支援事業(リレーションシップ・バンキング)など

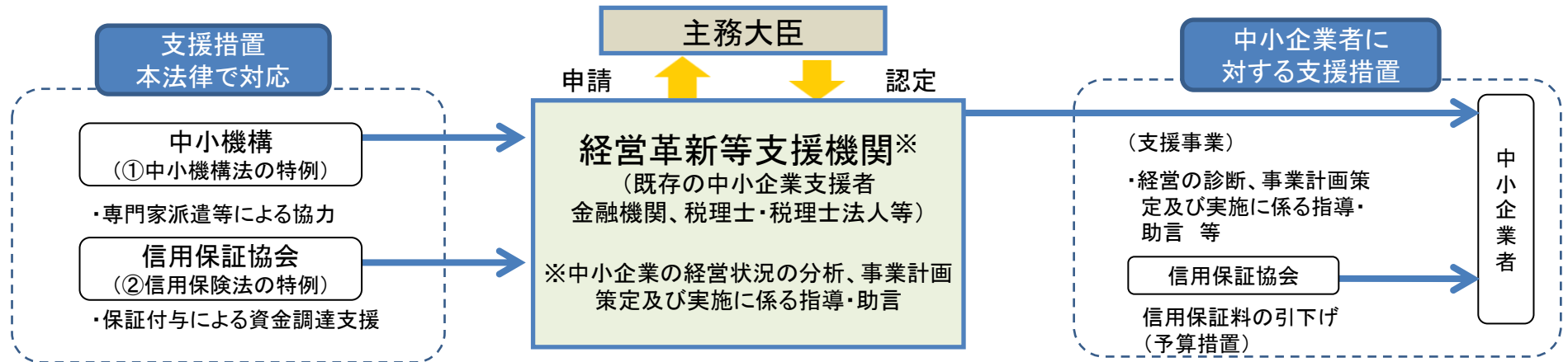
支援措置

1. 中小企業支援事業の担い手の多様化・活性化

- 既存の中小企業支援者に加え、金融機関、税理士・税理士法人等の支援事業を行う者の認定を通じ、中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現する。

2. 中小企業の支援事業を行う者への支援措置

- 中小機構の専門家派遣等による協力や保証付与による資金調達支援を通じ、中小企業支援事業を支援する。



中小企業に対して「チーム」として専門性の高い支援を行うための体制を整備する。

認定を受けることによる効果

支援ネットワークの構築

- 既存の中小企業支援者に加え、金融機関、税理士法人等の支援事業を行う者を認定することで、支援の担い手の多様化・活性化を図るとともに、知識や経験のある専門家を活用し、中小企業に対してチームとして専門性の高い支援を行うための体制を整備。
- 地域全体における中小企業に対する支援機能の質が更に高まり、地域の中小企業に対する支援の輪が一層広がることを期待。

認定支援機関等への支援措置

- 技術、知財管理、海外展開等をはじめ様々な分野について、メーカーや商社等の企業実務経験者等の専門家を中小機構から派遣。
- 金融機関等が資金の貸付を行う際の信用保証について、当該金融機関等の経営支援によるリスク低減に応じて保証料が減額される仕組みを構築。

※なお、NPO法人等について、中小企業信用保険法の特例措置(中小企業者みなし)を講ずる。

今後の施策における位置づけ

- 認定支援機関には、中小企業施策の情報提供、広報の役割を担っていただくことに加えて、地域ごとに悩みを身近に相談し、解決できる新たな「知識サポート」プラットフォームの仕組みにも位置付けて、中小・小規模企業に対する支援を充実させ、経営力強化を図っていく。

認定基準に関する考え方について

具体的な認定基準

1. 税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識を有していること

→ 経営革新等支援機関候補になり得る者は、多岐多様にわたり、かつ、それぞれにおいて専門的な知識が異なることから、士業法や個別業法において、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識が求められる国家資格や業の免許・認可を有すること、又は経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与した後、当該計画の認定を3件以上受けていること、又は同等以上の能力(※)を有していること。

2. 専門的見地から財務内容等の経営状況の分析等の指導及び助言に一定程度の実務経験を有すること

→ 経営革新等支援業務に係る1年以上の実務経験を含む3年以上の中小企業に対する支援に関し実務経験を有していること、又は同等以上の能力(※)を有していること。

3. 長期かつ継続的に支援業務を実施するための実施体制を有すること

→ 支援業務を実施するために必要な組織体制(管理組織や人員配置等)や事業基盤(財務状況の健全性や窓口となる拠点等)を有していること。なお、個人の場合、事業基盤を有していること 等

4. 欠格条項

→ 破産者、暴力団員等

(※)独立行政法人中小企業基盤整備機構にて指定された研修を受講し、試験に合格すること。